

広報紙及びホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙及びホームページを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本会の新たな財源を確保し、市民の福祉サービスの向上に資することを目的とする。

(広告掲載の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告については、広報紙及びホームページには掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反する広告又はそのおそれがある広告
- (2) 公序良俗に反する広告又はそのおそれがある広告
- (3) 基本的人権を侵害する広告又はそのおそれがある広告
- (4) 青少年の健全育成上有害である広告又はそのおそれがある広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 公衆に不快な感情を与えるおそれがある広告
- (8) 社会問題についての主義主張の広告
- (9) その他広告掲載をすることが不相当と認められる広告

(広告掲載の募集)

第3条 広告掲載の募集は、原則として、うべし社協だより及び本会のホームページ等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法による募集もできるものとする。

- (1) 次条第1号又は第2号に掲げる団体等に対し、直接、広告掲載の案内を行う。
- (2) 公募による応募者の数が応募の数に満たない場合において、前条各号の規定を踏まえ、掲載を希望するものを選定し、直接、広告掲載の依頼を行う。

(広告の掲載順位)

第4条 同一の広告媒体について掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一の広告の掲載位置に同順位のものから2以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人、社会福祉法人又はこれに類するものの広告
- (2) 私企業（民間企業）（以下「私企業」という。）のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他広告掲載が適当であると本会会長が認めるものの広告

(広告の掲載ページ、掲載場所、規格等)

第5条 広告の掲載ページ、掲載場所、規格等は別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、別に定めるものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書(広報紙用)(様式第1号)及び広告掲載申込書(ホームページ用)(様式第2号)に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の申込みの際には、広告の内容がわかるものの提出を求めるものとする。

(広告の掲載料の納付及び経費の負担)

第8条 広告の掲載を決定した申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載日以降、指定する期日までに、広告掲載料を広告掲載料請求書(様式第3号)により、一括納付するものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告主の届け出義務)

第9条 広告主は、次の各号に該当する場合は、広告申込内容変更届(様式第4号)により、別に指示する期日までに、届けでなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告申込内容を変更するとき

(3) 前各号に規定するもののほか、広告掲載申込書の記載内容を変更しようとするとき

(広告掲載の取り消し)

第10条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときには、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告内容が第2条に抵触することが判明したとき

(2) 指定する期日までに広告主が版下原稿を提出しないとき

(3) 前各号に規定するもののほか本会が広告掲載を取り消す必要があると認めるとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、広報掲載取消通知書(様式第5号)により、広告主に通知する。

(広告主の責任)

第11条 広告掲載にかかる内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。